

かいてき 便り

平成 20 年 12 月 1 日発行

第53号

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「介護保険サービス事業所の指定取消処分について」
「有料老人ホームへの改善措置命令について」

報酬算定・運営基準のQ&A

「通所サービスのサービス提供時間とは？」

お知らせ

「介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について」
「シンポジウムを開催します」
「福祉医療機構による物価高騰に伴う経営資金貸し付けについて」
「指定更新申請書を発送しました」

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

居宅サービスについて「介護給付費実態調査」より現状と課題等及び基本的考え方、具体的論点等について、検討されました。主な内容は次のとおりです。

訪問介護については、・短時間の頻回訪問、夜間訪問介護の推進等検討、・サービス提供責任者の加算等の評価及び常勤要件の緩和、・3級訪問介護員の経過措置（21年4月以降）等、
ケアマネジメント（居宅介護支援、介護予防支援）については、・介護支援専門員1人あたり件数「40件」を超える場合の報酬逡減の検討、・特定事業所加算を段階的に評価する仕組みの検討等、
通所リハビリテーションについては、・短時間、かつリハビリテーションに特化した通所リハビリテーションの設置等、
小規模多機能型居宅介護については、・事業所経営の安定を図るため経営の効率化、報酬上の対応を検討等

また、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策について、プラス3.0%の介護報酬改定及び保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じること、介護事業者が効率的な経営を行なうために参考となる経営指標や経費の配分モデルの作成・提示、介護従事者の処遇改善と人材確保対策については、介護報酬改定の影響の検証・人員配置基準の見直し等が検討されました。

詳細については、厚生労働省ホームページ、社会保障審議会介護給付費分科会の第57回・第58回資料をご覧ください。（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#kaigo>）

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

介護保険サービス事業所の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成20年10月24日付で「有限会社ファミリーホーム・サン」が運営する指定訪問介護事業所「有限会社ファミリーホーム・サン」について、平成20年11月24日の満了をもって訪問介護事業所の指定を取消すことを決定しました。現在確認している返還予定額は約21,900万円。主な処分理由は、以下の通りです。

- (1)虚偽の指定申請：指定時から常勤又は非常勤として勤務できない職員を訪問介護員とする虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。
- (2)虚偽の報告：実地検査時において、既に退職した職員を引続き勤務しているとし、又雇用契約書が未作成にもかかわらず紛失したと証言し、虚偽の報告を行った。
- (3)不正請求：訪問介護事業所「有限会社ファミリーホーム・サン」の訪問介護員が、実際には「株式会社ファミリーホーム・サン」が経営する住宅型有料老人ホームに常駐して勤務、サービス提供を行っていたにもかかわらず、訪問介護サービス（身体介護）を行ったとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。無資格の介護員が行った身体介護について、訪問介護サービスとして介護報酬を不正に請求し、受領した。サービス提供を行っていない職員や退職した職員の名前を使用して記録を作成し、介護報酬を不正に請求し、受領した。実際のサービス提供時間・内容にかかわらず、居宅サービス計画に合わせた利用者別のサービス提供票（実績報告）を作成し、介護報酬を不正に請求し、受領した。
- (4)人員基準違反：管理者兼サービス提供責任者が、訪問介護事業所に指定当初から常勤専従で勤務していなかった。

詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

有料老人ホームへの改善措置命令について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成20年10月24日付で、「株式会社ファミリーホーム・サン」が設置経営する住宅型有料老人ホーム「ファミリーホーム・サン」に対し、老人福祉法第29条第8項に基づき、改善措置を命じました。

内容： 不適切な身体的拘束を行わないこと。緊急やむを得ず行う場合は必要な手続きを経た上で行うこと。
入居者の処遇に関し不当な行為を行わないこと。

身体的拘束は、原則 禁止となっており、やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の3要件をすべて満たすことを介護・看護職などが組織的に検討確認し、記録して行うこと)に限っての対応とされており、安易に身体的拘束しないよう求められています。

詳細は、東京都hp <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/10/20iao500.htm> に掲載

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4287

通所サービスのサービス提供時間とは？

報酬算定・運営基準のQ&A

通所介護及び通所リハビリテーションにおいて、サービス提供時間に利用者の送迎時間は含まれません。実際のサービス提供時間が、報酬算定時間を下回っているにもかかわらず介護給付費を請求した場合は返還対象となりますのでご注意ください。

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

お知らせ

このことについて、厚生労働省老健局から注意喚起の事務連絡がありました。本年10月に特別養護老人ホーム等において、入浴時の介助に関し、利用者の死亡事故が2件発生しました。介護サービス事業所においても、法令、関係通知に基づく各介護サービスに係る具体的取扱方針及び事故発生時の対応等の遵守等、事故を防止するための取組を一層徹底されるようお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報の「利用者の安全確保にかかる注意喚起」に掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

シンポジウムを開催します

お知らせ

「いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために～高齢者の権利擁護を考える～」

日時 / 1月20日(火)14時 会場 / 都庁第一本庁舎5階大会議場

講演 / 神田織音 パネルディスカッション / 弁護士・社会福祉士・地域包括支援センター職員などにより成年後見制度や高齢者虐待防止をテーマに行います。

申込 / 1月9日(消印・受信有効)までに、住所・氏名・年齢・職業・電話・手話通訳希望の有無を記載のうえ、
往復はがき又はFAXで、下記事務局にお申し込み下さい。

高齢者権利擁護シンポジウム事務局 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-27-2

FAX03-5775-3829 電話03-5775-3828

福祉医療機構による物価高騰に伴う経営資金貸付について

お知らせ

独立行政法人福祉医療機構は、介護保険事業者等に対して、物価高騰に伴う経営資金貸付を行います。詳細については下記ホームページにて御確認ください。

福祉医療機構ホームページ <http://www.wam.go.jp/wam/capital.html>

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成15年6月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を11月下旬に発送しました。提出期限は、**平成21年1月5日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年11月11日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp